

(1) 新庁舎 (1 期) 電話設備導入・改修工事

意見・質問	回答等
<p>○この工事の発注方法については、配線等のルートも含め、最適のものだったのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 期庁舎完成後、1 期棟及び既存庁舎の電話を問題なく使用していくため、効率的な運用方法を検討いたしました。その結果、新たに設置する電話交換機と既存庁舎で使用している電話交換機を接続し、一つの交換機として連動性を持たせることにより問題なく電話を使用できると判断し、今回の工事を発注いたしました。</li> </ul>
<p>○地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (不適) を適用し随意契約を行う場合、契約額に上限がないのですが、契約額が妥当であるかの確認は行ったのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の設計を行い、予定価格を設定しています。業者からの見積価格が、予定価格の範囲内であったため適正な価格と判断し、契約いたしました。</li> </ul>
<p>○特命随意契約は競争性がないことから、参考として、契約業者以外の業者に見積依頼をしてもよかったですのではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の工事は、業務が特殊なことから、他社が正確に見積価格をだすことが難しいと考え、他社からの見積は求めています。</li> </ul>
<p>○予定価格の正当性を持たせるためにも、市で積算された設計以外の積算があれば、特命随意契約での契約としても、一定の競争性を担保できるのではないですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事全体の見積となれば、難しいと判断しましたが、工種ごとや材料ごとに参考見積を求めることはできたのではないかと思います。</li> </ul>
<p>○設備工事と機器の購入等を分けて、発注することは検討しましたか。例えば、今回の契約業者に電話機の仕様を決めていただき、電話機の購入だけでも入札を行えなかったのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備工事と機器の購入等を分けて発注することも検討しましたが、責任範囲が不明確となり、不具合が生じた場合に原因の特定に時間を要し、業務に多大な影響を与える恐れがあるため、電話機の購入も含めての発注といたしました。</li> </ul>
<p>○今回の新しく設置する電話交換機は、どの業者でも保守業務を行えるものになっていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新しく設置する電話交換機の保守業務は、ある程度、どの業者でも保守管理が行えるものです。そのため、庁舎工事の完成後の保守業務については、入札又は、見積合わせを行い、業者を決定する予定です。</li> </ul>

○今回の工事のように、既存の設備との連動性等、大変難しいものであることは理解できます。本日、再度意見聴取を行い、新庁舎（1期）電話設備導入・改修工事について、入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けたいと思います。ただし、今後、他の契約方法等で特命随意契約を回避するための十分な検討をおこなうこと、特命随意契約を行う場合には、内部資料として予定価格の客観的、合理的な資料を用意しておくようお願いしたいと思います。公共工事において、一事業者でなければ工事ができないという理由は、望ましくないと思います。既存の設備図面等を共有し、他の業者であってもメンテナンス等ができる状態が正しい姿だと思います。市民から公開を求められた時に、説明できるようにしておくことが重要です。これを委員会としての意見として纏めさせていただきます。